

令和7年度 ボランティア・市民活動団体助成金の交付申請のてびき

【はじめに】

この助成金は、岸和田市内のボランティアグループ・市民活動団体の活動が、地域福祉の充実をめざして取組まれる活動や人材育成と充実をはかるための助成を目的としています。当助成金は、赤い羽根共同募金の配分金を財源としています。

【助成金の対象及び要件】

- (1) 5名以上のボランティア・市民活動団体
- (2) 前項の団体であって岸和田市内において行われるボランティア・市民活動

※ ただし、次の団体は助成の対象外とする。

- ①反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- ②過去において法令等に違反する等の不正行為を行った団体
- ③過去に他の助成金で不正を行った団体
- ④株式会社等の営利事業を目的に設立された団体
- ⑤特定の政治的・宗教的活動を目的としている団体
- ⑥役員規定や、意思決定の流れなどを記載した会則を持たない団体
- ⑦活動範囲が特定の地域に限った共益的な活動をしている団体

【助成金交付額】

1団体につき年間上限 3万円

※この助成金の交付額は岸和田市社会福祉協議会（以下「協議会」という）の予算の定める範囲内とします。

【助成対象事業期間】

令和7年4月1日～翌年3月31日

【申請期間】

令和7年4月1日（火）～5月16日（金）必着

【助成金対象経費】

科目	内容	具体例
印刷製本費	各種印刷物の作成に要する経費	会報、PRチラシ、会議資料、コピー・印刷機の使用料
消耗品費	活動を行う上で必要な物品、諸会議に伴う費用	グループの例会開催に伴う飲料代、事務用品
通信費	郵送料、電信電話料	電話代、切手、郵送料 FAX代、ホームページ運営管理
保険料	ボランティア保険料 ※助成金から支出するか、又会員の個人負担とするかは自由です。	社協で取り扱うボランティア保険、その他の保険
旅費	研修会・交流会等への参加に伴う交通費、ボランティア活動中の交通費	鉄道、バス運賃、ガソリン代等
研修費	グループの資質向上を目的とした研修会や教材費	講師謝礼、研修参加費、教材費 講習受講料、会場使用料
備品購入費	物品の購入に要する経費 (性質又は形状が変わることなく、原形のまま比較的長期間にわたって使用又は保存に耐えて財産的価値のあるもの)の購入に要する経費	ポット、マイク、保管庫、パソコン、ビデオ、机、カメラ
雑費	その他、ボランティア活動に伴う必要経費	

※助成金をお支払いできない経費

- ・ ボランティアグループと関連のない活動
- ・ ボランティアのみが参加する飲食を伴う交流会等の経費
- ・ 社協会員会費や共同募金などの寄付にかかる費用
- ・ 文化・芸術活動のサークルのお稽古のための講師へのお月謝

【助成金の申請】

助成金の申請を希望される団体は、下記の申請書類をご提出ください。

※岸和田市ボランティアセンターの「ボランティア・市民活動団体登録」をされている団体は、

(1)、(3)のみ提出ください。

- (1) ボランティア・市民活動団体助成金交付申請書（様式1号）
- (2) 活動計画書（様式2号）
- (3) 収支予算書（様式3号）
- (4) 会則
- (5) 申請団体の会員名簿
- (6) 団体基本情報カード（協議会登録外の団体）（様式4号）

【助成の適否の審査】

適正な交付申請書の提出を受け付けた後、申請内容の審査を行い、審査に基づき、助成金の交付（不交付）決定を行い、各申請団体に通知します。「ボランティア・市民活動団体助成金交付決定通知書（様式5号）」を送付するとともに、助成金を交付します。

【活動の報告等】

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に下記の書類を提出ください。

※岸和田市ボランティアセンターの「ボランティア・市民活動団体登録」をされている団体は、

(1)、(3)のみ提出ください。

- (1) ボランティア・市民活動団体助成金事業報告書（様式6号）
- (2) 活動報告書（様式7号）
- (3) 収支決算書（様式8号）

【事業内容の変更や中止等】

助成事業（活動）の変更がある場合は、事前にボランティアセンターまで相談をしてください。

また、助成事業（活動）が、対象期間内に完了できない場合や中止した場合は、すみやかにボランティアセンターまで連絡してください。

【助成金事業に関するお問合せ・各種書類の提出先】

＜岸和田市ボランティアセンター＞

〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5

電話：072-430-3366 FAX：072-431-1500 メール：vc@Kishiwadashisyakyo.onmicrosoft.com

※各種書類の提出について

持参することができない場合は郵送でも結構です。（受付最終日までに必着）

ただし、記載内容に不備があった場合は来所の上、訂正していただく場合があります。